

宮城県自然環境保全審議会会議録（平成19年2月9日開催）

次 第

1 開 会

2 あいさつ

宮城県環境生活部長 三部 佳英

3 議 事

（1）自然環境保全審議会会長の選出等について

（会長による副会長の指名，各部会に属すべき委員及び専門委員の指名，各部会長及び代理者の指名）

（2）第10次宮城県鳥獣保護事業計画（案）について

（3）第二期宮城県ニホンザル保護管理計画（案）について

4 報 告

（1）伊豆沼・内沼地区における自然再生事業の実施について

（2）温泉部会の審議結果について

5 閉会

（資料） 【事前配布】

1 第10次鳥獣保護事業計画（案）（資料1，資料1-1）

2 第二期宮城県ニホンザル保護管理計画（案）（資料2，資料2-1～3）

【当日配布】

1 ニホンザル保護管理計画関係（資料2-4）

2 伊豆沼・内沼地区における自然再生事業（資料3）

3 温泉部会の審議結果（資料4）

（参考資料）【当日配布】

1 自然環境保全審議会条例（参考資料1）

2 審議事項に関する関係法令（抜粋）（参考資料2）

3 宮城県自然環境保全審議会の過去5年間の審議事項について（参考資料3）

議事要旨

1 開 会

はじめに事務局が開会宣言した後、委嘱替え（平成18年10月1日付け）第1回目の審議会であるため各委員を紹介し、事務局の主な職員を紹介した。

2 あいさつ（三部環境生活部長）

今日の環境問題は、廃棄物の増大や水質汚濁、さらには、野生生物の生息環境悪化など、身近な問題から、地球温暖化に代表される地球規模に至る問題まで、年々深刻の度合いを増している。こうした中、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に良好な状態で引き継いでいくことは、現代に生きる私たちに課せられた重要な責務である。このため、地域において直面する環境課題を的確に捉え、持続可能な地域社会の実現に向け、環境に配慮した社会経済システムの構築に取り組む必要がある。県では、平成18年度を初年度とする新しい「環境基本計画」に基づき、ひとりひとりが環境を考えて行動する“グリーン”な地域社会への変革に向けた取組みを推進している。また、昨年、策定以来33年ぶりに全面的な見直しを行った「自然環境保全基本方針」に基づき、自然環境の保全・創造並びに生物多様性の確保に向け、多様な施策を着実に実施してまいりたい。

本日の審議会では、「第10次鳥獣保護事業計画」並びに「第二期ニホンザル保護管理計画」について御審議いただくこととしており、委員の皆様には、よろしく御審議をお願いする。

次に、事務局から定足数の報告が行われ、出席者が15名で定足数23名の過半数を満たし、本日の会議が有効に成立していることが報告された。

会議の公開・非公開について、平成12年3月21日の当審議会の結果、本日の議事については公開、「温泉部会からの報告」には、法人及び個人の事業に関する情報が含まれていることから非公開とすることを報告。

次に、三部環境生活部長が仮議長となり（1）自然環境保全審議会長の選出を行う。

3 議 事

（1）自然環境保全審議会長の選出について

会長の互選について、櫻中委員より引き続き澤本委員を会長にとの発言があり、全会一致で澤本委員が会長に選出された。

【澤本会長あいさつ】

前回、前々回に引き続き3期目になるがよろしく願いたい。自然環境保全審議会であるが、私の専門は海岸・河川である。全国の様々な河川の基本方針を作る作業が行われているが、いろんな地方の川に比べ東北・宮城の川は自然に恵まれていると強く思っている。これを大事にしていきたい。自然を大事にすると言っても、余りがんばってはいけけないので、安全で恩恵を与えてくれる自然とそれの適正な利用、美しく快適な生活を送っていくための自然の三本柱があるかと思うが、どれか一つを強く主張しても上手くいかない。生活を犠牲にして自然保護を図れと言っても仕方ないし、生活のためだから周りがどうなっても良いと言ったものではなく、人命に関わる防災を無視して考えることも出来ない。自然を守るため、我々の生活を守るためにお互

いの思いやりの心を持ちながら宮城の自然を守って行きたいというのが私の希望である。この審議会で県民の皆さんの役に多少でも立ちたいと考えているので委員の皆さんの御協力を御願いたい。

(以降、澤本会長が議長となり進行。)

事務局：審議会条例第4条第1項の規定に基づく会長による副会長2名の指名、同条例第5条第4項の規定に基づく会長による自然環境部会及び温泉部会に属すべき委員及び専門委員の指名、さらに同第5項及び第7項に基づく各部会の部会長及び各部会長の代理者の指名を行っていただきたい。

澤本会長：それではまず、副会長には、第1順位の副会長を菊地永祐委員に、第2順位の副会長を蟹澤聰史委員に願います。

次に、自然環境部会、温泉部会に属すべき委員と専門委員、各部会の部会長及び代理者は自然環境部会については、委員の中から、安梅祐紀子委員、菊地永祐委員、櫻中良壽委員、内藤俊彦委員、平吹喜彦委員を。専門委員としては遠藤銀朗さん、嶋田哲郎さん、鈴木孝夫さん、須藤幸蔵さん、高取知男さんに願います。自然環境部会長には、菊地永祐委員、その代理者には内藤俊彦委員に願います。

続いて、温泉部会については、委員の中から蟹澤聰史委員、寛野秀雄委員、佐藤源之委員、千田侑委員、沼澤光輝委員を。専門委員としては坂野智恵さん、佐藤純一さん、加藤敏宣さん、岩松豪一さん、三友紀男さんに願います。温泉部会長には、蟹澤聰史委員、その代理者には千田侑委員に願います。

澤本会長：議事の(2)第10次宮城県鳥獣保護事業計画(案)について及び(3)第二期宮城県ニホンザル保護管理計画(案)について、事務局から提出趣旨について説明願う。

事務局：第10次宮城県鳥獣保護事業計画(案)については、自然環境保全法第51条第2項及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条第3項の規定により、また、第二期宮城県ニホンザル保護管理計画(案)については、自然環境保全法第51条第2項及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第7項において準用する同法第4条第3項の規定により自然環境保全審議会会長への諮問事項となっており、宮城県知事より澤本会長へ諮問します。

(三部環境生活部長が会長席へ赴き、諮問書を手渡す。)

各委員については、席上に諮問書の写しを配布済。

(2)第10次宮城県鳥獣保護事業計画(案)について

澤本会長：知事から諮問があった第10次宮城県鳥獣保護事業計画(案)について審議する。事務局から、諮問事項について説明願います。

佐藤課長：資料1-1に基づき説明。

澤本会長：ただ今の説明について何か御質問は。

櫻中委員：ただ今の説明について大変ありがたく思っている点、確認したい点であるが。第10次鳥獣保護事業計画では、第9次計画であった散弾銃の使用において鉛弾を一切禁止すると謳われ、平成19年4月1日から完全実施をするとの事であったが、このことに憂慮した我々猟友会として回数を重ねて県に是正を求めてきた。その結果、今日においては鉛玉の使用は大きな沼、1級河川・2級河川の一部で禁止されているが、全面禁止には至らずにきているところであり、私どもは安堵している。今回、この計画で鉛玉は今までどおり、沼、1級・2級河川の一部にとどめておく計画と解釈しているが確認したい。

佐藤課長：第9次計画では、その期間内に県内全域において鉛散弾の使用を禁止することを目指すとしていた。その後、計画を達成すべくあれこれ方策を検討してきたが、現実問題として国内で流通している散弾の内、非鉛弾が鉛弾の1%しか流通していない現実があり、また、小鳥類に使用する粒径の小さな弾に至っては非鉛弾が流通していない状況である。また、鉛弾を非鉛弾に替えていく問題については宮城県個別の問題ではなく、環境省としても主要な水辺で鉛弾を使用禁止にしていこうと動いている中で、現実を観ると非鉛弾が1%しかないこともあり、宮城県だけでは解決できない問題であると認識を持ったものである。今後とも鉛弾から非鉛弾への切り替えは考えていくが、宮城だけの問題ではなく、環境省、他の都道府県とも連携をとりながら柔軟に考えていきたい。

櫻中委員：説明に納得した。鉛害については、ライフル弾の鉛玉禁止については従来どおりで納得できる。ただし、猟鳥のキジ・ヤマドリ・コジュケイその他の狩猟鳥獣については鉛玉による鉛害は殆どないと現実を考えると今回、禁止する文言が入っていないので安堵した。

澤本会長：これは、前回は話題になった。非鉛弾の流通が大きくなってくれば自然に解決するが、それが何時になるかはわからない状況である。

林山委員：8頁の鳥獣保護事業をめぐる現状と課題であるが。人為的なことが書かれているが、私から見ると人為的な事も重要であるが、やはり地球環境問題、温暖化の影響がかなり大きいと思う。そういった意味で生息状況調査としてエリアを決めているが、マクロな地球温暖化問題を踏まえた要因はどの辺に考慮されているか伺いたい。

佐藤課長：大変難しい質問であるが、正直申し上げて地球レベルのマクロな課題としてはそこまでは思いが至っていない。この計画は、鳥獣保護法に基づく計画であり、基本的に鳥獣保護法の成り立ちとして、国内に於ける人と鳥獣との係わりで法規制が行われており、そこに基づく計画で、今そういうレベルでものを見て良いのかとの疑問もあるが、この計画自体はそういう性格で成り立っているため、そこまでは思い至っていない。

澤本会長：前回定めた、環境基本方針では地球環境問題を意識しての文言で考えてあるが、今回の計画まで下りた段階においてそれが個別の条項として文言になっていないとのことである。

外山委員：確認の意味で。前回の審議会時に大崎西部（加美）で私共の「緑の回廊」の区域に鳥獣保護区が入っていない部分があったが、地元との調整が未了であるため今回の計画に入っていないのか。次回の会合で報告しますとの事であったが、調整状況及びどのように反映されているのか教

示願したい。

事務局：前回の審議会で、「緑の回廊」部分について鳥獣保護区とどう進めるのかが話題になったが、1頁を御覧いただきたい。平成22年度に田代鳥獣保護区について「緑の回廊」、カモシカの保護で区域の拡大を行いたい。「緑の回廊」は、その北部の鳴子町内にもあるが、温泉別荘地・急峻な地形の関係で猟場が非常に少ない状況があり、猟友会とも調整を執ったが現在のところ了解が取れていない。鳴子鳥獣保護区について平成23年度更新を予定していることから、更新時に向けて調整を重ね「緑の回廊」部分については鳥獣保護区として調整したい。

外山委員：よろしくお願したい。

高橋委員：7頁の普及啓発に関してである。皆さん御存知のとおり2005年から国連の方で「持続可能な開発の教育の10年」で動いているが、普及啓発もそういったところに非常に係わりを持つと思う。この場所では保護思想についての普及や愛鳥モデル校の指定の個別のところとなっているが、もう少し環境問題を普及啓発に繰り入れては如何か。つまり鳥獣保護をすることは、未来を創る人を育てるために必要なんだと言ったことが必要なのでは。

佐藤課長：まず、大きなところで地球環境を守ると言った大きな視点での普及啓発は、自然保護課だけでできるものではなく、主に環境生活部環境政策課で全体的な環境に関する普及啓発を行っている。勿論、自然保護課・その他の課も連携してであるが。これは鳥獣保護法に基づく計画で、基本的に鳥獣保護思想のジャンルについてのみ書き込んでいる。発言の趣旨のとおり環境問題については人づくりが最も重要であることは認識しており、普及啓発に関しても人づくりが大切であると重々認識している。また、これは計画にこういう書き込みがあり、実際にはこれに基づき事業を実施していくことになるので、実際に事業をしていく中でその意を用いて進めてまいりたいと考えている。ただ、その思いもありながら予算が厳しい状況であり、第1に削られるのはこういう普及啓発となるが、そこは職員が汗を流してカバーしていきたい。

澤本会長：基本方針の中では、当然、環境教育は謳われている。また、自然保護課を越えた部局・教育委員会などと協力が不可欠であり、是非この環境行政の中でも思っていたしながら進めていただきたい。この鳥獣保護法に基づく計画の中ではこういう書き込みになると理解したい。

横山委員：7頁の鳥獣保護センターの設置、9頁の傷病鳥獣救護の基本的な対応であるが。第10次計画が国の基本方針に則して作成されるとの事であるが、鳥獣保護センターの設置そのものが国の基本方針に入っているのか、宮城県として設置したいと思っているのかを聞きたい。昨年、福島鳥獣保護センターに研修に行ってきたが、かなり人為的な事故等で野生鳥獣が傷ついている事、非常に運営が大変だと言うことで県からのお金だけでなく民間の力がないと運営できないとの話も聞いている。その辺を伺いたい。

佐藤課長：鳥獣保護センター等の設置については、国の指針にも謳われていて、宮城県独自と言うものではない。宮城県でも鳥獣保護センターの設置についてはかなり前から、第2次計画から規定されていたがなかなか現実のものとならなかった。そうした中で民間のNPO法人で救護活動を行う法人が立ち上がって活動している。そこで9頁にある救護システムの整備について昨年5月から

NPO法人、県・仙台市獣医師会など関係者にお集まりいただき、県としては計画していても現実のものとならなかったこと、民間が動いている現実があって、関係者がどうやってお互いに協力してやっていくかのシステムの検討をしてきている。その中で、関係機関の方々から今は民間が先んじてやっているが、将来的には県でも考えて欲しいとの要請もある。制約があり、何時になるかは言えないが鳥獣保護センターを設置しようとなっている。将来のことではあるが現実があるので、NPO法人、獣医師会、県の関係者が上手く傷病鳥獣の救護が行くのか、今年度内に方向性を出して、来年度以降、それぞれの役割で動かしていこうと現在やっている。

横山委員：今の話を聞いて安心したが、建物を新しく建てるとかより廃校になった学校を活用であるとか横断的になると早く実践できること。企業でもCSRとすることで貢献活動をしている企業が増えているが、独自のプログラムは難しいので保護センターの中での環境学習プログラム等を創ると企業のお金、労力、物資を提供しやすくなる。NPO法人も大事であるが、企業なども絡めていただきたい。この計画には具体的には入らないと思うが意見である。

伊澤委員：その点は、私は安心できない。今の説明と関係するが（8頁）第10と関連し、「これに従事する専門家の育成」で、特に鳥獣の保護管理に関し専門家を育成し、未来に繋げていくかこれが大きな課題である。専門家がだんだん居なくなっていく、本当にフィールドを知って、本当にクマを知ってイノシシを知ってと、どうしても今がんばらないと後が続かない。殆どデスクワークになってしまう。イノシシにはイノシシの特徴がサルにはサルの特徴があるが、単なる数の問題になってしまう。何匹居たらいいとか、やっぱりフィールドにきちんと出られる専門家を如何に育成するか。傷病鳥獣の問題も重要であるが、保護管理の専門家を育成する在り方としての保護センター。資料に目を通したところこの部部だけが抽象的である。他のところはだいたい読める、こんな事をやってこう進むんだと。しかし、この部分だけがこれは進まないなと感じる。もう少し努力されたらと思った。

佐藤課長：人材の育成が重要なことは重々承知しているが、ただそれを具体的にやっていくかとなると、具体的な方策が見つからないのが現実である。それで、非常に抽象的な表現となっているがこの辺りは十分に意識しながら計画を進めていく中で方策を模索しながら対応していきたい。

澤本会長：11次計画でも同じ事が書いてあるとならないようお願いしたい。

内藤委員：4点お聞きしたい。1頁の大型獣類の種類は。ネズミなどは小型だと思うが、中型はサルかと考える。言葉として、どうなっているか知りたい。もし、中型という言葉も入れた方が良いのであれば中点も必要かと思う。次に2頁の保護区整備で餌木を植えるとあるが、よく公園的に造るとなると他のところから持ち込んで現場にあるのを全部刈ってしまうが、この場合、種の多様性の話が出て、遺伝子の混合とかその辺が起こるのできちんとしてやってもらいたい。次に6頁のツキノワグマのテレメトリー学習があるが、これを何処までやるかということであるが、最近、盛んに山に放獣することが良いこととなっているが、実際にはテリトリーをそれぞれ持っているのに埋まっているところに放り込まれた場合、強ければその個体が踏ん張るし、弱ければ追い出されるなどいろんな事がガチャガチャ動いてしまい問題があると思っている。その辺をきちんと踏まえた上でテレメトリーをやるのかきちんと設計して欲しい。最後に9頁の人獣共通感染症と3頁のペット動物があるが、野犬・野猫とかがここに一切書かれていないが鳥獣保護だから

そういうのが関係ないのかわからないが、犬の狂犬病があり野犬になったら我々人間が危ないくらいオオカミに近い状態なのでそう言ったものをどうするかその辺を考えてもらいたい。特に野生動物は変な病気を持っていて分からないことがいっぱいあるが。

事務局：最初の大型獣類の表現であるが、特に鳥獣保護法で定まったものはない。我々が通常表現する大型獣類はツキノワグマ、カモシカ等について大型獣類と呼んでいる。特に、中型・小型の表現は使用していない。次に餌木の問題であるが、愛鳥モデル校などで小鳥の保護のために学校敷地内や愛護林周辺にナナカマドやムラサキシキブ等を植栽する事業を行っていて、外来種の移入に対する配慮は必要と認識している。次にテレメトリーは、クマの行動範囲はかなり広いテリトリーを持っており行動範囲をチェックしながら地元で捕獲したものは地元で放獣し行動圏が外に移らないようにしている。最後に、人獣共通感染症であるが、野犬・野猫に関しては野生鳥獣に入るので対象になる、野良猫・野良犬はペットの部類で対応する事になるが、狂犬病については海外で噛まれた事例もあることから、食と暮らしの安全推進課・保健所と連携し対応したい。

内藤委員：学校で植えるナナカマド等が出てきたが、実際、ナナカマドは山の奥に行かないとないがそれが町中にあたりとかそういう意味で鳥のエサだけで考えるのではなく、植物を含めた意味で鳥が食べる餌の観点で見ないと生態系が問題になる。それから、共生の問題とかもあるが、きちんと考えた上で植えるものの選択をきちんとやらなければならないと思うのでよろしく願いたい。

澤本会長：貴重な意見ありがとうございます。結局、先ほどの専門家の育成に繋がると思う。

高橋委員：要望になるかもしれないが、人を育てるのは幼児教育が非常に大事と思っている。関係機関と連携しながら、私のところの予算はこれだけだから出来ないとかではなく、こういう鳥獣保護というよりも考え方を関係機関に伝えながら連携しながら宮城の思いを教育機関にも活かして欲しい。幼児段階から野生の生き物をテーマにした環境教育のプログラムも出ているので、自然保護課だけで固まることなく宮城県全体として進めて欲しい。

三部部長：高橋委員、林山委員からも含めて課長が答えたが、確かに財政上厳しい面はあるがそんな中でも環境全般の状況を見据えながら、今回議論いただいている鳥獣そしてまた子ども達の教育を含めているんな事が繋がっていることをベースに、それぞれ個別の分の鳥獣なら鳥獣の話を進め具体的に我々部内を含め教育委員会を含めて連携しながら進めていきたい。

内藤委員：その時に、先ほど言われたように環境や自然を専門に出来る人で幼児教育をしないとおかしな事になるのできちんとやって欲しい。

澤本会長：これを実施するに当たっては、いろいろ気をつけてやらなければいけない。あるいは積極的にやって欲しい等の意見があったが、基本的な方針としてこの計画について御異議はないと思いますが。

外崎委員：2～3点伺いたい。ツキノワグマの調査が第9次計画中に生息状況等を確認されたとのことであるが、私が住んでいる泉区でも山間地において子ども達の通学路での危険な区域もあり小学校

によっては鈴を付けて登校していると伺っている。県内においても農作物被害もありツキノワグマの生息状況の調査の結果はどうなっているのか。次に、鳥獣保護思想の問題であるが学校教育は現経が非常に大事と思っている。そして、保護管理の担い手を育てる、愛鳥モデル校を指定していくとのことであるが、今まで隔年に渡って6校ずつ指定してきた実績があるがその成果が子ども達からあるいは学校から出ているのか、これから愛鳥について具体的に学校現場でやっていかなければならないのか現場からどういう声が出ているのか。最後に、人材が重要であると認識しているが、9頁の8で救護機関やアニマルレスキュー隊が出ているが、アニマルレスキュー隊は始めて耳にする言葉だが、県民中心のボランティアであると、私自身はNPOやボランティアはやはり一概にくれれないものと考え、アニマルレスキュー隊についてはボランティアと言うことで県でどれだけの要件でお願いしているものか、鳥獣保護の法的な意味から考えると保護管理の行為の範囲が限定されると思うが、県としてどの辺りまで許可を考えているのか。実際には鳥獣の保護、具体は傷病鳥獣の救護と面でボランティアが何処まで手を出せるのか伺いたい。

佐藤課長：ツキノワグマについては、過去5年に渡り調査してきた。平成5年にも県内のツキノワグマの生息状況の調査を行った資料があり、それと比較すると県内の状況としては、増えもせず減りもせずといったところである。ツキノワグマの生息数の推計方法は幾つかあるが、そのどれを選ぶかによって推計数がかかなり違う。この5年の調査結果によれば300～800頭と開きのある推計結果となっている。それは平成5年の調査と余り変わりはないとされている。ただ、平成18年度4月以降ツキノワグマの出没状況が過去にないほどの量となった。出没情報は600件以上、有害捕獲も200頭を越える状況の中で、調査し推計をしたわけであるがそれをそのまま使用して良いのかという今年状況であり、ツキノワグマの生息状況の評価をするために条例に基づく保護管理の検討部会としてツキノワグマ部会を設け検討を行っている。そこで、5年間の調査結果と今年度の異常な状況を併せてこれからお検討をしてもらおう事にした。2点目の普及啓発に関しては、愛鳥モデル校をやって、どういう成果が出たかと言うのはなかなか困難である。愛鳥モデル校だけに言える話ではなく、あらゆる普及啓発活動について言えることだと思うが、これだけの普及啓発活動をやったからどれだけの成果が上がったかを計測することは難しいと考えている。ただ、まずその思いを伝えることはやっていかなければならない、やらなければ何も伝わらない。県民意識の調査なども交えながら、必ずしも行政がこうやったから県民意識が高まったと直接計れるものではないが調査と啓発活動は続けていきたい。最後にアニマルレスキュー隊は、宮城県が公募して応募された方をお願いしているもので現在31名をお願いしている。活動の中身は、一般の県民の方から傷ついた鳥獣の連絡が入り、その傷病個体を保護し、県内12箇所の委託している動物病院で治療を受け直ぐに放獣できるものは放すが、一定期間面倒を観る必要があるものについて預かっていた方がアニマルレスキュー隊である。公募のときに、どういう大きさの動物をどれ位預かれるかを問いながら行っている。小さな小鳥ならとか、大きな動物も手を挙げてくださる方がいて、それぞれの事情によりお願いしている。

櫻中委員：お願いと私共が憂慮していることである。自然環境を守り安全安心を確立する意味において猟友会の役割が非常に大きいと思っている。環境省も大日本猟友会も大きな課題となっているが、計画の第9の鳥獣保護事業の実施体制に関する事項の中で、研修・保護管理の担い手の育成があるが、これに異議はないがハンターの役割を充分果たせることが年毎に崩れつつある。猟友会員の構成数の減少で有害駆除対策について人数が減ることにより将来どう対応するかは非常に配慮しなければならない。全国のハンターは136千人で毎年3%減少している。本県では2300

人弱で、老齢化し新規免許取得者で意欲がありながら合格しないものがだいぶある。今年は、初心者講習により合格率も高くなっているが、年々県内においても構成メンバーが減少している。20代は19人、30代55人、40代115人、50代809人、60代681人、70代は427人、80代36人であり、頼りになる20～30代の比率が極端に低く若い者がいない状況で、有害鳥獣が増えてくる段階で駆除だけでなく地域の安全安心を守るために改善して欲しい点がある。一つは、県クレ射撃場で学科試験はできるが、実務試験を実施していないことである。公安委員会の問題であるが県から指定をお願いしていただきたい。今、実施しているのは鳴子、芋沢の2箇所だけが実技試験場で、南に実技試験場がない。県の施設がありながら実務試験をしていないことに疑問を感じていて、県から公安委員会への試験場の働きかけをお願いしたい。更に、試験の内容について初心者には大変難しく、銃刀法、鳥獣保護法等広範に渡る内容で非常に難しい問題で、ハンターが増えない要因となっている。高齢者は辞めて入ってくるものがない状況で、それを解決するためには身近なところに試験場があり、学科試験では講習会を試験に合格する講義をやることでハンターを確保していただきたい。この審議会の答申にも盛り込んでいただきたいと考える。

澤本会長：貴重なご意見であるが、これも案を実施する際の行政との深い議論が必要かと考える。この審議会でご議論するよりは、別途事務局と猟友会でご議論願いたい。

櫻中委員：了解した。

澤本会長：だいぶ時間が過ぎたが、実施に当たったの要望がたくさん出た、また、貴重なご意見をたくさんあったが、計画案については文言を替える等のご意見はなかったと感じている。この計画案について御了承したとしてよろしいか。

(異議なしの声)

澤本会長：多少文言等の検討等がありましたら会長と事務局との間で調整して決めたいと思う。

澤本会長：次に、第二期宮城県二ホンザル保護管理計画(案)について審議する。事務局から、説明願う。

佐藤課長：資料2-1～4に基づき説明。

澤本会長：御質問は。伊澤委員から何か補足は。

伊澤委員：最初に群れの数と県内の総個体数があるが、これは昨年度までの結果で、一昨年秋の山の実りが良かった、それに引き替え昨年の実りが非常に悪かったことについては御存知と思うが、その結果クマとかいろんな問題が起こった。一昨年の木の実の大豊作を反映して全ての群れで大量の赤ん坊が生まれている。例えば金華山では、207頭の群れで52頭の赤ん坊が生まれている。外の群れでは金華山ほどきちんとカウントしていないが、現在は2,000頭をかなり上回る数になっている。群れも丸森では福島県からの通いの状態であったが、完全に一群れ居着いて二群れ定住しつつある。それと群れが大量の赤ん坊が生まれたために分裂の危機が迫っているのが、

昨年度、今年度の山の状況を反映して深刻な状況が生じていて、その結果様々な先ほどの資料2 - 4のような市街地への侵出等が起こっている。

内藤委員：サルが動いている状況は、環境収容力いわゆるキャリングキャパシティをオーバーして出てきているのが問題で、その時にこのレベルの何処までだったら宮城県自然環境容量の中で収まるかは分かっているのか。環境容量をオーバーするものは何時でも外に出てくるのでそこまでは捕獲するのはやむを得ないとの話になっていくと思うが。

伊澤委員：環境容量については、金華山で継続して調査しているが、環境は様々に変わっているシカや風倒木、海岸の松林が全滅するなど様々な環境の変化があるが数は250頭前後で変化がない。25年間の調査であるが。この環境容量は非常に難しいどうやってはじくか、特にサルは賢い動物でありとあらゆるものを利用する。もう一つは野生動物全てに言えるが、如何に楽しんで、如何に美味しいものを食うかに情熱を傾けている生物である。下が良くなればどんどん下りてくるとそこら辺の問題が非常に難しい。現在、この問題についてとりあえず市街地にでる群れで人的被害、子どもを威嚇する、ボンネットに飛び乗ったりするのを個体識別しながら、出来るだけ人間に危害を加えない人間を見たら逃げる群れにしようとして努力しているところで、環境容量で何処までが適正頭数かはサルの場合、非常に難しいということになる。

外山委員：参考までに聞きたいが、9月の目安と里まで下りてくるということはかなり学習、人慣れの部分があると思うが、先日、公述人として意見を述べさせていただいたが、その辺の策がクマ・サルにしても一度居着いて味をしめた場合のWFの対策をどうしていくか、自然の動物を保護しなくていけない一方、どうするか部分が単に計画でこうしましたということもあるが、いろんな考えの基本的な部分をまとめていく必要があるので専門家の意見はどうか。

伊澤委員：現在一番問題になっているのは、野生動物が持っている賢さに対して人間が対応できていない。おそらくこのままの状況では、人間が負けるだろう。例えば、下北が良い例でサルが天然記念物になっていてそれが1960年代は6群130～140頭が、現在は下北半島の2/3を占領していてむつ市にせまっている。むつ市を制圧したら下北の何処に行ってもサル、天然記念物がいる状況になってしまう。彼らの持っている賢さ、常に24時間隙があれば美味しいものを食おうとしているこれに対抗すると。私個人の考えとして如何に21世紀型の新しい捕食者、かつて人間と野生動物がバランスをとっていた、あるいは野生動物同士がバランスをとっていた捕食者と餌食者の関係であるが、我々が一番良い形で21世紀型の捕食者をどう創出するかと、専門の犬を訓練したりそう言うものを創出していく人間の知恵が今後必要となる。彼らがそういう知恵で対抗してきているので、生半可な知恵ではどうしようもないと、電気柵や花火をボンと撃ったくらいではどうしようもない状態に来ていることを深刻に考えて21世紀に耐えられる捕食者、動物を撃って食えというわけではなく、みんなが納得できるきちんとした捕食者を創出することが我々の知恵に関わっていくことである。

林委員：1期計画と2期計画では全頭捕獲が大きく違うような気がする。例えば資料では全頭捕獲の場合、上流部の群れの追い上げをした後に行くと書いてあるが、追い上げが完全に終わったかどうかは、どう確認するのか。どのくらいかかるのか。もし、追い上げが不十分で全頭捕獲を行った場合に上流部のサルたちが下に下りてきてまたそれを捕殺してとなると、ポピュレーション全体

の生態系が壊れたりしないのかを含めて、全頭捕獲の現実性はどれ位あるのか。

事務局：追い上げについては、どの群れに何回やれば完了するという概念はない。追い上げし続けなければ、圧力を加え続けなければならない。手をゆるめてしまえば下りてきてしまう。全頭捕獲については、大きく取り上げられているが、最初にやるべき事は群れの状態を正しくモニタリングして今どの状況にあるのかを判断し、様々な手法をとる事になる。WFと判断されている群れに対しても群れの更なる分裂を防ぐために多頭捕獲、サルの群れはある規模以上では分裂すること、分裂した群れは新たな遊動域を求める。それは既存の群れがないより下流域に求めることから、分裂防止のための多頭捕獲を実施することになる。ただ、この計画策定前からサルに様々な対策がとられたが、計画通りにいった事はあまりない。50頭の群れに分裂防止のため1年間で20頭捕ると計画しても100%成功することは難しい。多頭捕獲を前提にしながらもセーフティネットとして最終的に全頭捕獲も視野に入れておきたいと考えている。この計画をまとめるにあたりニホンザル部会を開催したが、その中で一番言われたのは合意形成の難しさである。和歌山県で雑種のサルを全部捕りましょうと話が出て、実際にわなを設置するまでに3～4年の時間が必要であった。そういったことからこの計画に載せたからといって4月から直ぐに全頭捕獲を実施することは難しいと考える。ただ、この計画が5年間の期間であることから、第2期計画にその事を盛り込んでおかないと、いざ全頭捕獲の必要性が生じたときにそこから書き始めて論議を始めたのでは、伊澤委員が先程述べた下北の状況になってしまうだろうと今回この計画に載せたものである。全頭捕獲も捕ったから終わりではない、全頭捕獲で終わりであれば空いたところに上の群れが下りてくるだけで見かけ上は何も変わらないことになってしまう。そこで宮城県では追い上げを基本として諸対策を実施しながら始めて全頭捕獲の有効なものになると認識している。全頭捕獲だけがクローズアップされているが今まで行ってきた諸対策も実施していきたい。

櫻中委員：恒久対策を計画していただきたい。繁殖抑制策について今後、検討するとのことであり今後5年間検討していくということが良いか。追い上げも山形と宮城の追い上げ競争になるのでは。サルの群れは一夫多妻で群れのボスの繁殖能力を除去することによって自然淘汰出来るのでは、一定の期間、逐次去勢をする方法も話題となっているし、数の抑制の適正な方法と思うので検討して欲しい。

事務局：山形との追い上げ競争の話があったが、環境省でもこの度、宮城・山形・福島・新潟の4県を対象に広域的なニホンザルの保護管理の在り方について2月7日第1回目の会議を開催したところである。宮城は子グマの放獣と重なり参加できなかったが。国サイドで動いている広域保護管理の在り方についても積極的に参加して、広い地域を視野に入れて今後とも保護管理対策事業を実施しニホンザル部会においても様々な検討を重ねていきたい。

澤本会長：繁殖抑制策が効果があるかどうかは分からないが、調査して効果があるようであれば専門部会で検討していただいて審議を深めていただきたい。この審議会では、この原案について承認でよろしいか。

(異議なしの声)

澤本会長：それでは、第二期宮城県ニホンザル保護管理計画(案)について案を除いて知事に答申した

い。

4 報告

澤本会長：次第4の報告に入る。事務局から説明願います。

事務局：報告に入ります前に、事務局から御説明させていただく。本日の報告事項は2件で、1件目は、伊豆沼・内沼の環境保全対策の一環として、本年度から、新たに環境省の交付金事業を活用した伊豆沼・内沼の自然再生事業に取り組むに当たり、その概要の報告。2件目は、審議会条例第5条第3項及び第7条第2項の規定により、温泉部会の所掌に属せられた事項で、部会の決議をもって審議会の議決とされた事項について、その議決結果を報告するものです。

澤本会長：最初に伊豆沼・内沼地区における自然再生事業の実施について事務局から報告願う。

佐藤課長：資料3に基づき説明。

澤本会長：何か質問は。

内藤委員：水生植物とか貝類となっているが、鳥の話はどうなっているか。ラムサール条約指定湿地であり、国の天然記念物指定地域でいろんな事がかぶっているが、先ほどの環境収容力との係わりで水鳥がいっぱい居ればいいということでおそらく環境容量をオーバーしてしまう。エサをやらなければいけないということが延々と続いてしまう。今でもマコモを植えているがその辺の考慮が入っているかどうか。

佐藤課長：現在のところ想定される取り組みとすることで記載しているが、この自然再生協議会の中で鳥の生息状況等もどうしていくべきか議論されてくるものとする。

澤本会長：外になければ次の温泉部会からの報告についてであるが、本日、蟹澤部会長が欠席しているので、千田部会長代理から報告をお願いするが、冒頭で事務局から申し上げたとおり、この後は非公開となるので、傍聴者・報道関係者の皆様には、ここで一時、御退席願う。

(傍聴者の退席を確認)

温泉部会の報告、及び質疑。

安梅委員：伊豆沼内沼再生事業の際に聞き漏らしたが、伊豆沼の水質が全国ワースト2位ということで、何とかならないかと考えているが。

佐藤課長：確かに水質の面ではワースト2位であり、感性的には汚いよりきれいな方が良いが、ただ極端な話、伊豆沼の水が飲めるような水になったら生態系がどう変わってしまうのかとの問題もある。協議会では水質も話題に上ると思うがそうした中で議論されていくと考える。

澤本会長：その他も含めて何か発言があれば。

安梅委員：先ほどのアニマルレスキュー隊とか傷病鳥獣でNPOがやっているが、県の財政状況もわかるが、県からの補助など資金提供は。

佐藤課長：アニマルレスキュー隊についてはボランティアで募集し、趣旨を理解していただける方をお願いしている。エサ代もかかるわけで、そのことについてはフォスターペアレントでエサを提供していただける方を募集して、実績はなかなか上がっていないがエサの手当も出来るように配慮はしている。NPO法人に対しては、今は補助的なものは何もないが、現在12の動物病院に治療を委託している部分をNPO法人でも治療施設が整いつつあるので委託先の一つとして指定して治療に係る費用については委託費として支払いたいと考えている。

澤本会長：よろしければ、本日の自然環境保全審議会を終了とする。